

# 介護現場の高齢者虐待・不適切ケアを防ぐために

介護の現場で働く人にとって、高齢者虐待は深刻な問題です。

支援を必要とする高齢者の一人ひとりが尊厳を保ち、生涯を穏やかに暮らしてもらうために、また支援にあたる皆さんが自身の身を守り働きやすい環境を築き職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みをすすめることが大切です。



## 高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、人としての権利を無視し、尊厳を冒す行為のことを言います。高齢者への虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）により禁止されています。

●こんな行為が虐待にあたります。

### 身体的虐待

暴力的行為や本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与える行為や、高齢者を乱暴に扱う行為。不当に身体的自由を奪う行為。

例) たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる  
ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる など



### 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

例) 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子供のように扱う  
高齢者が話しかけるのを意図的に無視する など

### 性的虐待

本人の間で合意も無く、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

例) キス、性器への接触、性的行為を強要する  
人前で排泄させたり、おむつ交換したりする。またはその場面をみせないための配慮をしない など



### 経済的虐待

勝手に本人の財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

例) 事務所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、高齢者のお金を盗む、無断で使う、日常的に必要なお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など

### 介護等放棄（ネグレクト）

衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、高齢者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為

例) 水分や食事を十分に与えない、入浴しておらず異臭がする  
医療が必要な状況にもかかわらず受診させない。救急対応をとらない など

## ●不適切なケアは虐待につながります！

日常であたりまえになっている「不適切なケア」が高齢者虐待につながります。

次のチェックシートで自身の行動を見直しましょう。

高齢者虐待を未然に防ぐ

## 自己チェックシート



	1. 親密な関係だからと幼稚な言葉づかいで話したりばかにしたことがある。
	2. 話が通じないので声を掛けずに介助している。
	3. 他の仕事で忙しく、利用者をその場で長時間待たせている。
	4. 家族からの依頼や職員からの判断で、夜間、本人の部屋に鍵をかけたことがある。
	5. 利用者の持ち物を、本人の了承を取らず勝手に使ったり捨てたりしている。
	6. 具合が悪くても、速やかに受診させなかった（できなかった）ことがある。
	7. 扉やカーテンを開けたまま、人前でおむつを替えたことがある。
	8. 人手が足りず、入浴・清拭などの適切な衛生保持ができないことがある。
	9. 利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度を取ったりしている。
	10. 他の職員が“不適切なケア”をしていても、見て見ぬふりをしている。

## ●身体拘束の正しい理解

身体拘束とは、生命の保護、自他への重大な身体損傷を防ぐため、一時的に身体を拘束するなどの「行動抑制」を指します。

自由を奪う行為であり、下記に示す「緊急やむを得ない場合」3つの要件を満たし、かつこれらの手続きが極めて慎重に取られている場合を除き、禁止されています。

高齢者の人権を脅かすだけでなく、身体機能の低下や寝たきりにつながるおそれが生じるなど、QOL（生活の質）を根本から損なう危険性も有しています。

### 緊急やむを得ない場合とは

以下の3要件すべてに該当する場合状況です

#### ① 切迫性

本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

#### ② 非代替性

身体拘束以外に代替する方法がないこと

#### ③ 一時性

身体拘束はあくまでも一時的な対応であること

### 身体拘束の定義【スリーロック】

以下の3つの行動抑制に分けられます

#### ① スピーチロック 言葉による行動抑制

「～しちゃだめ」「勝手に動くな」など

#### ② ドラッグロック 薬の投与による行動抑制

「薬物の過剰投与」や「不適切な投与」など

#### ③ フィジカルロック 物理的な行動抑制

「身体を縛る、つなぎ服の着用、閉じ込め」など

## ●認知症の正しい理解

### 認知症高齢者の虐待被害が増えています。

認知症の症状は、今まで出来ていたことが徐々に出来なくなったり、不可解な行動をとることもあるため、介護者が理解に苦しみ、過度な不安や強いストレスを感じてしまうことから、虐待や不適切なケアに発展することも少なくありません。

認知症により記憶が断片的になっても、本人の意思を尊重し、出来ることを上手く活用することで、その人らしい尊厳のある暮らしが送れるよう、認知症を正しく理解しましょう。



## ●ストレスケアの必要性

### ストレスの蓄積により不適切なケアが行われる場合があります。

介護の現場は強いストレスを感じるリスクが高いと言えます。思うように支援できない苦しさや、業務の多忙さ、高齢者からの強い抵抗など、自身の努力では解決しない要因も多いのが現状です。ストレスの表れとして、「不適切なケア」をしてしまう場合があります。これを放置すると、大きな事故や高齢者虐待につながるおそれがあります。

「ストレスを感じないようにする」にではなく、「ストレスと上手に向き合う」こと。また、職場全体で働く環境を見つめなおし、ストレスの要因を改善していくことが、個々のストレスケアにつながります。まずは普段から悩みを仲間と共有し、問題は小さなうちに先輩や上司に繋ぐなど、いつも誰かに話せる環境づくりを目指しましょう。

ストレスケアが原因で「不適切なケア」をしてしまう・・・

忙しいから  
ちょっと待ってよ！



あの・・・



本人がストレスに無自覚で周囲からサポートもない

「不適切なケア」が当たり前になり、高齢者虐待につながる



うるさい！！  
××▲▽☆☆≡



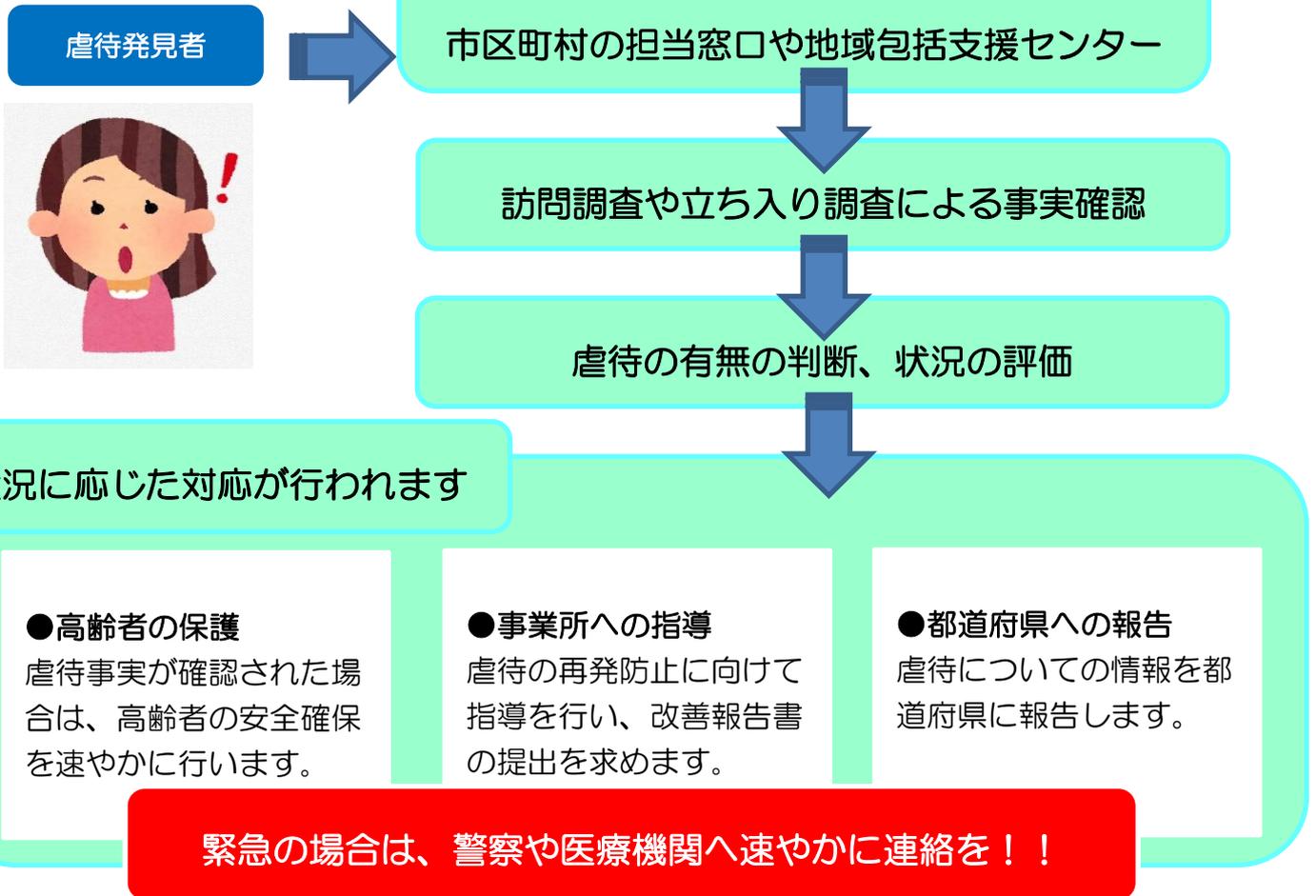
## ●虐待に気づいたら

もし、ご自身の働く施設などで虐待や不適切な介護を見つけたら、あなたはどうしますか？

高齢者虐待防止法では、介護従事者に対し、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、市区町村等への速やかな通報義務が定められています。

法律により“相談や通報をした際、通報者（あなた）の秘密は守られます”ので、安心して速やかに対応しましょう。

相談・通報から対応まで



## ●高齢者虐待のご相談・ご連絡

明らかな虐待の状態でなくても、あれっと思うことがあれば、町や地域包括支援センターまでご連絡ください。※通報者が不利益な扱いを受けることがないよう、法律により定められています。

苅田町 福祉課 高齢者福祉担当	TEL 093-434-1039	FAX 093-436-5121
地域包括支援センター かんだ	TEL 093-436-1301	FAX 093-436-1361
地域包括支援センター おばせ	TEL 093-482-2523	FAX 093-435-2518
地域包括支援センター しらかわ	TEL 0930-23-7227	FAX 0930-23-7113